

## イメージ

**不足額給付時  
調整給付所要額  
(令和7年)**

A

**当初給付時  
調整給付所要額  
(令和6年)**

B

調整給  
不足額  
(令和

C

送1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7

給付不足額

**不足額給付額**  
(令和7年)

1万円単位への切上げ

B

当初給付時（令和6年）所要額

1万円単位への切上げ額

所得税分  
定額減税しきれない額  
(R6推計値)

個人住民税所得割分  
定額減税しきれない額  
(R6実績)

※1万円単位

※1万円単位

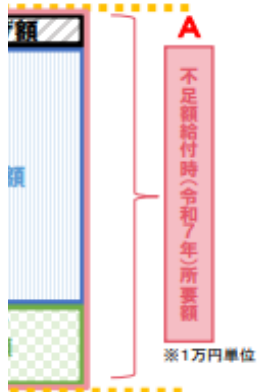
※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整額ご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあつては、余剰額の返還は求めません。

給付金  
給付額  
(7年)

※1万円単位

(7年)]



給付の対象とはなりませんので  
ません。